国保だより（その６）

４月から始まる『特定健診・特定保健指導』について

医療制度改革により平成２０年4月から始まる『特定健診・特定保健指導』について、昨年9月からシリーズで掲載していましたが、今回はシリーズのまとめとして香美市の実施方針について説明します。

	特定健診	特定保健指導
目　　的	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防。	
実施形態	地域の保健センターなどで実施している従来の集団健診と医療機関による個別健診（※注１）のどちらかを選んで受診。	基本的に保険課国民健康保険係と健康づくり推進課で実施。
実施時期	基本的に５月～翌年１月に実施	通年で実施
対象者	香美市国民健康保険に加入している方で、当該年度において４０歳以上７４歳以下の年齢に達する方（※注２）。 また、労働安全衛生法に基づく事業所健診において、特定健診と同等の検査項目を実施し、その健診結果を香美市に提出された場合は、特定健診の受診者として取り扱うこととします。	香美市国民健康保険に加入している４０歳～７４歳までの方で特定健診を受診し、階層化により動機付け支援・積極的支援のグループに該当した方（糖尿病、高血圧症、脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く）に実施。
実施場所	集団健診については、保健センター土佐山田、保健福祉センター香北、保健センター物部等で実施。 個別健診においては、高知県内の一定の条件で登録された診療所・病院などで実施。	保健センター土佐山田、保健福祉センター香北、保健センター物部等にて実施。
実施項目	問診・身体計測（腹囲測定が追加）・診察・血圧測定・血液検査（脂質、血糖、肝機能）・検尿等。 ※従来の基本健診の検査項目とほぼ同じです。	個別または１グループ８人以下の集団で実施し、初回面接後６ヵ月後に評価を行います。
個人負担金	1,000円（今後変更する場合があります）	無料
受診方法	受診の際には、毎年４月に香美市から送付する『受診券』と『国民健康保険被保険者証』、『個人負担金』を持参して受診。	健診結果により特定保健指導の階層化を実施し、対象者に個人通知。
担　当　課	保険課国民健康保険係・健康づくり推進課健康増進係	

※注１：指定された期間内のご都合のいい日に、自分で選んだ医療機関で健診を受けることを個別健診といいます。個別健診を実施できる医療機関は、高知県内の一定の条件で登録された診療所・病院などです。

※注２：①３９歳以下の方は対象外です。また、４０～７４歳のうち、妊産婦その他厚生労働大臣が定める人（海外在住、長期入院中などの人）は、特定健診の対象者から除外されます。
②従来の基本健診を受診していた被扶養者の方（香美市の国保以外の医療保険に加入している方）は、加入している医療保険者から「特定健診」等についてのご案内があります。今後は医療保険者からの通知に従って健診を受診してください。

『　健診を受けて　目指そう　メタボゼロ　』

【問い合わせ先】　保　険　課　国民健康保険係　☎５３－３１１５
健康づくり推進課　健康増進係　☎５９－３１５１

国保係からのお知らせ

平成20年10月から　国保税の特別徴収（年金からの天引き）が始まります

現在、国民健康保険税は世帯主に課税され、納付書および口座振替のいずれかの方法により納税していただいておりますが、平成20年10月から、次の①～③の条件をすべて満たす世帯主については原則として、年金から天引きとなる「特別徴収」という納付方法に変わります。

◆特別徴収の対象者

①世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主は除く）

②年額18万円以上の年金を受給している場合

③介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の２分の１を超えない場合

前記の条件に該当しない方の国民健康保険税の納付については、従来どおり納付書および口座振替のいずれかの方法となります。

国保税の算定に「後期高齢者支援金」が加わります

後期高齢者医療制度の開始にともない、国民健康保険税の算定方法が変わります。

国民健康保険税は医療分と介護分（40歳以上65歳未満の方）とをあわせて課税させていただいていますが、平成20年度から新たに「後期高齢者支援金」を合算して課税することとなります。

◆後期高齢者支援金とは

後期高齢者にかかる医療費から後期高齢者自身が医療機関で支払う窓口負担分を除いた医療費については、約５割を公費（国、県、市）で負担し、１割は後期高齢被保険者に納めていただく保険料で、残りの約４割は現役世代（75歳未満）からの支援で賄われます。

この４割の負担分を「後期高齢者支援金」として、新たに国民健康保険税として算定することとなります。

なお、この支援金については国民健康保険被保険者だけではなく、社会保険などの健保組合加入者においても負担していただきます。

退職された方の国保加入手続き

会社などを退職して国民健康保険に加入される方は、次のものを持って保険課国保係、または香北支所事務管理課、物部支所事務管理課まで手続きにお越しください。

◆手続きに必要なもの

・以前加入していた健康保険についての健康保険資格喪失証明書

・手続きにお越しいただいた方の認印

・60歳以上75歳未満の方（４月から国保加入の方は60歳以上65歳未満の方）で、年金受給の手続きを済まされており、次の①または②に該当する方

①厚生年金または共済年金に20年以上加入していた方…年金証書または年金の被保険者記録回答票

②厚生年金または共済年金に40歳以上で10年以上加入していた方…年金の被保険者記録回答票

※国民健康保険の加入手続きは、以前加入していた健康保険の資格の喪失日以降でないと手続きができませんのでご注意ください。

平成20年４月から退職者医療制度の対象が64歳までになります

会社などを退職して国保に加入し、厚生年金、共済年金を受けられる74歳までの方とその被扶養者は、退職者医療制度で医療を受けていますが、平成20年４月からその対象年齢が64歳までに変わります。

65歳になりますと、一般国保の加入者となります。

退職者医療制度の保険証をお持ちの方で、平成20年４月１日までに65歳に到達し、退職被保険者もしくはその被扶養者の資格がなくなる被保険者は、３月末までに、一般の被保険者証をお送りします。

平成20年度中に65歳になる方、もしくは被扶養者の方は、65歳の誕生日の翌月（誕生日が１日の場合はその月）から一般の被保険者証に変わります。その場合は変更前に新しい被保険者証をお送りします。

【問い合わせ先】
保険課　国保係
☎53-3115